

専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

講座の名称	社会工学学位プログラム地域未来創生教育コース													
実施方法	① 通学 (昼間) ・ (夜間) ・ 土 日) ② 通信 スクーリング (回数 回)													
指定講座番号	5	8	0	2	6	—	2	0	1	0	0	1	—	9
講座の創設年月日	専門実践教育訓練給付金対象講座の指定期間 平成29年4月1日					過去一年の講座実績		入講者数 (3 人)			修了者数 (3 人)			
訓練期間	24ヶ月					総訓練時間			1620 時間					

1. 教育訓練目標

①取得目標とする資格の名称、目標レベル	<input type="checkbox"/> 業務独占資格・名称独占資格 () <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程 () <input type="checkbox"/> キャリア形成促進プログラム () <input type="checkbox"/> 専門職大学院 () <input checked="" type="checkbox"/> 職業実践力育成プログラム (修士(社会工学)) <input type="checkbox"/> 情報通信技術関係資格 () <input type="checkbox"/> 第四次産業革命スキル習得講座 () <input type="checkbox"/> 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科 () 教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	筑波大学大学院理工情報生命学術院システム情報工学研究群
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	以下、2つの条件を満たすことを修了要件とする。 ①必修科目24単位、選択科目12単位以上の計36単位以上取得すること ②修士論文の最終試験あるいは博士論文研究基礎力審査(QE)に合格すること
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況	公共政策立案に係るセクターそのものやその立案・企画に係る職能を要する業界における、まちづくりコーディネーターやIoTを活用した政策・制度の構築に係る自治体職員等

2. 教育訓練の内容

教科 (カリキュラム)	時間	使用教材名
(1)必修科目(計24単位)		詳細はシラバスを参照のこと。
モビリティ・イノベーションの社会応用(2単位)	90	
ブロックチェーン技術と地域未来創生(2単位)	90	
地域未来創生概論(2単位)	90	
地域未来創生アクティブラーニング I ~ III(計6単位)	270	
社会工学修士基礎演習 I ~ II(計4単位)	180	
社会工学修士特別演習 I ~ II(計4単位)	180	
社会工学修士特別研究 I ~ II(計4単位)	180	
(2)選択科目(12単位以上)		
大学院共通科目学術院共通専門基盤科目、研究群共通科目群、学位プログラム科目群より選択。	540	

3. 受講者となるための要件 (この講座を受講するために必要とされている条件など)

①受講するに当たって必要な実務経験等	2020年3月までに常勤・非常勤を問わず1年以上(但し、5年以上が望ましい)の社会的経験(企業・公官庁・教育関係機関等での就業。家事従事等の経験を含む。)を有する者又は有する見込みのある者。
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	四年制大学卒業あるいはそれに相当する学力を有し、かつ、本学が実施する入学試験に合格した者。
③その他	特になし。

[特 記 事 項]

2021.12より指定講座番号が15桁に変更されました。新番号:0810026-2010011-0

専門実践教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1) 資格取得状況

① 前年度の修了者数	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	人	受験率(③/②)		%
④ ③のうち合格者数	人	合格率(④/③)		%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	人			

※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。

この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。

※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。

(2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数		人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	人			}
	2 非正社員、派遣社員	人			
	3 その他の就業(自営業等)	人	0		
	4 非就業	人	②B: 非就業者計		
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	人	}	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	人			
	3 社内外の評価が高まる	人			
	4 円滑な転職に役立つ	人			
	5 趣味・教養に役立つ	人			
	6 その他の効果	人			
	7 特に効果はない	人			0
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	人	}	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 希望の職種・業界で就職できる	人			
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	人			
	4 趣味・教養に役立つ	人			
	5 その他の効果	人			
	6 特に効果はない	人			0
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	人	}	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	人			
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	人			
	4 就職していない	人			0
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	人	}	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	
	2 おおむね満足	人			
	3 どちらとも言えない	人			0
	4 やや不満	人			
	5 大いに不満	人			

(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	科目ごとに課題、試験を実施すると共に修士論文の審査及び最終試験を課すことで到達度の把握・学力の測定を行っている。
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	

専門実践教育訓練明示書

6. 受講効果の把握方法																	
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)	出席状況、筆記試験の成績、プレゼンテーションの内容、修士論文の内容等により総合的に判断する。																
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	5つの教育指標(①制度設計“Plan”、②実験と提言“Do”、③評価と測定“See”、④社会現象理解“Find”、⑤データ解析“Analyze”)に関するポイントを付与し、学生が修士レベルに達しているか否かを、指導教員と学生が面談を実施して評価する。																
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	以下、2つの条件を満たすことを修了要件とする。 ①必修科目24単位、選択科目12単位以上の計36単位以上取得すること ②修士論文の最終試験あるいは博士論文研究基礎力審査(QE)に合格すること																
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	指導教員以外の教員から指導を受けられる体制を整備している。また、2年時には、修士論文の研究計画の発表、中間発表、最終発表の計3度の公開発表の場が設定されており、複数の教員からの指導・助言を公式に受け、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定を総合的に行っている。																
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法																	
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	修士レベルの達成が確認されると共に、筑波大学大学院学則に規定された要件を充足した上で、社会工学分野において優れたテーマの設定を行い、計画的に研究を遂行しているかを、3度にわたる研究審査にて実施する。																
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	学生1人ごとに主とする指導教員のほか、副とする指導教員を置く「複数指導体制」により手厚いバックアップ体制を構築している。																
8. その他の事項																	
指定教育訓練実施者名及び代表者名	国立大学法人筑波大学 (代表者名: 永田 恭介)																
住所及び連絡先	〒305-8577 茨城県つくば市天王台1-1-1 TEL 029-853-4979																
施設名称及び施設長名	筑波大学大学院理工情報生命学術院システム情報工学研究群(施設長: 大澤 義明)																
住所及び連絡先	〒305-8577 茨城県つくば市天王台1-1-1 TEL																
苦情受付者	氏名 仲村 健 所属 システム情報エリア支援室	事務担当者	氏名 秋葉 一能 所属 システム情報エリア支援室大学院教務														
連絡先	TEL 029-853-4979	連絡先	TEL 029-853-4979														
専門実践教育訓練経費	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)		1,353,600 円														
支払い方法	① 入学料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	282,000 円															
① 一括払																	
② 分割払																	
③ 両方可	② 受講料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">第1期</td><td style="padding: 0 5px;">267,900 円</td></tr> <tr><td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">第2期</td><td style="padding: 0 5px;">267,900 円</td></tr> <tr><td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">第3期</td><td style="padding: 0 5px;">267,900 円</td></tr> <tr><td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">第4期</td><td style="padding: 0 5px;">267,900 円</td></tr> <tr><td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">第5期</td><td style="padding: 0 5px;">円</td></tr> <tr><td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">第6期</td><td style="padding: 0 5px;">円</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center; padding: 0 5px;">(うち、必須教材費 円)</td></tr> </table>	第1期	267,900 円	第2期	267,900 円	第3期	267,900 円	第4期	267,900 円	第5期	円	第6期	円	(うち、必須教材費 円)		
第1期	267,900 円																
第2期	267,900 円																
第3期	267,900 円																
第4期	267,900 円																
第5期	円																
第6期	円																
(うち、必須教材費 円)																	
	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)		0 円														
	① 任意の教材費(税込額)	円															
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)	円															
	③ 施設維持費(税込額)	円															
	④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代)(税込額)	円															
	3. 総額 (1+2) (税込額)		1,353,600 円														

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学金及び受講料に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額(クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。)も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等(有価証券等を含みます。)や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学金及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

- (4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。